

山口県報

平成17年
10月14日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認の届出(上関町)(市町村課).....一

平成十七年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課).....二

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....三

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(五件)(商政課).....五

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(商政課).....八

土地改良区の合併の認可(農村整備課).....八

土地改良事業の完了の届出(農村整備課).....九

県営八代西地区ほ場整備事業(第一換地区)の換地処分(農村整備課).....九

国営農地再編整備事業(豊北地区大久保換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....九

県営地家室地区農地保全整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....九

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....九

教委告示

山口県指定史跡の指定の変更.....〇

公安委公告

契約の締結.....〇

山口県告示第五百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、上関町長から上関町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年九月二十二日確認した旨の届出があった。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

熊毛郡上関町大字室津字築出町八六九の五から同大字瀬戸町九〇六に沿接する道路に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点から一八六度三五分五九秒七・〇〇メートルの地点を中心とする半径七・〇〇メートルの円で3の地点と4の地点を結ぶ北東側の円弧、4の地点と5の地点を結ぶ昭和四十六年四月六日付け指令港湾第二六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、5の地点と6の地点を結ぶ平成二年十二月二十一日付け指令港湾第六九五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(+二・八三メートル)、6の地点から8の地点までを順次結んだ線、8の地点から三二九度二八分四三秒二・二〇メートルの地点を中心とする半径二・二〇メートルの円で8の地点と9の地点を結ぶ南側の円弧、9の地点と10の地点を結んだ線、10の地点から五六度二二分一秒五〇・〇〇メートルの地点を中心とする半径五〇・〇〇メートルの円で10の地点と11の地点を結ぶ南西側の円弧、11の地点から13の地点までを順次結んだ線及び1の地点と13の地点を結んだ線に囲まれた区域の公有水面埋立地一四、九七八・九〇平方メートル

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字沖鍋島の沖鍋島四等三角点(北緯三三度五〇分四分〇・七六一秒東経一三三度〇六分一三・六九五秒)から一三一一度五〇分二分六秒一、五九七・四四メートルの地点

2の地点 1の地点から九七度四八分二三秒三三・四七メートルの地点

3の地点 2の地点から九八度五二分〇二秒一三・五〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一九度一四分三六秒五・三九メートルの地点

5の地点 4の地点から一八九度五三分五七秒一三三・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二一八度五七分三三秒九三・六〇メートルの地点

7の地点 6の地点から二一八度〇〇分〇〇秒二二・六〇メートルの地点

8の地点 7の地点から二三五度二〇分〇〇秒一〇・二〇メートルの地点

- 9の地点 8の地点から二八四度二七分一九秒三・一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三三五度一九分二八秒八六・四〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三四度三六分三一秒三一・三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から九八度〇六分〇五秒五九・〇三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から五二度五五分五七秒四二・三〇メートルの地点

山口県告示第五百五十九号

平成十七年度地籍調査事業計画に関する告示(平成十七年山口県告示第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

二 調査地域中「豊田町大字城戸」の下に「豊田町大字高山」を、「豊田町大字西長野」の下に「豊田町大字萩原」を、「美祿郡美東町」の下に「大字絵堂」を加える。

山口県告示第五百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年十月十四日から同年十一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部エムス有会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部エムス有会社ラウロラクタム工場
所在地 宇部市大字小串一九八七番地の九

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	使用の時間		使用の方法
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	
三七一口 (二基)	能 (t/日)	五三 平成一七 一、七	平成一七 一、二九	平成二七 一、三〇
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
三七一口	六〇	"	"	"
"	"	平成一七 一、八	平成一七 一、九	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

備考 「三七一口」及び「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及びアセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸りゆう施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三七一口 (二基)	通 常 最 大	通 常 最 大	三三・七
	二	四〇〇	
"	通 常 最 大	通 常 最 大	三三・六
	二	四〇〇	
三七一口	通 常 最 大	通 常 最 大	三三・九
	七・六	二九	
"	通 常 最 大	通 常 最 大	"
	八・五	二九	
"	通 常 最 大	通 常 最 大	"
	六・五	二九	
"	通 常 最 大	通 常 最 大	"
	八・五	二九	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・六	通 常 最 大	通 常 最 大	一、一八八
	八・五	二八・九	
"	通 常 最 大	通 常 最 大	"
	六・五	二四	
"	通 常 最 大	通 常 最 大	"
	八・五	二四	

山口県告示第五百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 四八九号

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
山口市徳地船路字瀬越七七四の二地先から同市徳地船路 同字七七三の一地先まで	新	最狭 三四・〇 最広 六九・五	一三二・六	
	旧	最狭 三四・〇 最広 八四・五	一三二・六	

山口県告示第五百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
福浦町二丁目⁽⁵⁾地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 福 浦 町 一 丁 目	二六五九の一六	一号
"	"	五九六六の一	二号
"	彦 島 福 浦 町 二 丁 目	五九六三の一	三号
"	彦 島 福 浦 町 一 丁 目	五九五三	四号
"	彦 島 福 浦 町 二 丁 目	五九五〇	五号
"	"	五九五〇	六号
"	"	五九五〇	七号
"	"	五の七	八号
"	"	一の一五	九号
"	"	五の二八地先	十号
"	"	二六三三の一	十一号
"	"	二六三六の一	十二号
"	"	二六三五の一	十三号
"	"	二六三八の四	十四号
"	彦 島 福 浦 町 一 丁 目	二六五九の一六	十五号



(五五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十二月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県秋県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 里 邑
代 表 者 の 氏 名 田 中 和 夫
主たる事務所の所在地 萩市大字片俣一〇一七番地
- 三 定款に記載された目的
中山間地の環境の改善及び保全に関する事業として、中山間地が本来持つ循環機能の回復、美味しく安全な食物及び水の生産及び管理並びに山口県民等に対する間伐、炭焼き、農作業等の環境学習の場の提供を実施し、もって循環型社会の形成に寄与すること。

(五五三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十七年十二月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人琴芝ふあんくらぶ
代 表 者 の 氏 名 清 水 正 昭
主たる事務所の所在地 宇部市琴芝町一丁目一番一〇号

(五五四) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所、山口市阿知須総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン山口
 所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 高橋 吉昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行う 者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ	株式会社フジ	時任 紀邦	高橋 吉昭	

四 届出年月日

平成十七年九月二十九日

五 変更年月日

平成十七年九月一日

(五五五) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日までの間、山口県商工

労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン岩国
 所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 内島 朝良

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
高橋 吉昭	内島 朝良	

四 届出年月日

平成十七年九月二十九日

五 変更年月日

平成十七年五月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン岩国
 所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 内島 朝良

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行う 者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ	株式会社フジ	時任 紀邦	高橋 吉昭	

四 届出年月日

五 平成十七年九月二十九日
変更年月日
平成十七年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ南岩国(A敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 高橋 吉昭

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ	株式会社フジ	株式会社フジ	時 任 紀 邦	高 橋 吉 昭

四 届出年月日
平成十七年九月二十九日
変更年月日
平成十七年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ南岩国(B敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 高橋 吉昭
岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町二丁目四番三号 森橋 律夫

四 届出年月日
平成十七年九月二十九日
変更年月日
平成十七年九月一日

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ	株式会社フジ	株式会社フジ	時 任 紀 邦	高 橋 吉 昭

(五五六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済建設部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十七年十月十四日
山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン長門
所在地 長門市仙崎三三二の二
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 細田 信行
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 高橋 吉昭

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ	株式会社フジ	時 任 紀 邦	高 橋 吉 昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ
届出年月日	"
変更年月日	"

四 届出年月日
平成十七年九月二十九日
五 変更年月日
平成十七年九月一日

(五五七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ柳井
所在地 柳井市柳井四六八七の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 高橋 吉昭
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称		パルティフジ柳井	パルティ・フジ柳井
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名		時任 紀邦	高橋 吉昭
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	"	"

四 届出年月日
平成十七年九月二十九日

五 変更年月日
平成十七年九月一日

(五五八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。
平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ新南陽
所在地 周南市政所二丁目二番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 内島 朝良
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
	高橋 吉昭		内島 朝良

四 届出年月日
平成十七年九月二十九日
五 変更年月日
平成十七年五月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ新南陽
所在地 周南市政所二丁目二番一号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 内島 朝良
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	パルティフジ新南陽	パルティフジ新南陽	パルティ・フジ新南陽
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ	時任 紀邦	高橋 吉昭

四 届出年月日
 平成十七年九月二十九日
 五 変更年月日
 平成十七年九月一日

(五五九) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十月十四日から平成十八年二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十四日
 山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 コスパ新下関二街区
 所在地 下関市石原町一三〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 有園 憲一
 株式会社丸和 北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号 根石 義浩
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 変 更 前 変 更 後
 駐車場の収容台数 二五九台 二九八台
 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所 七箇所

四 届出年月日
 平成十七年九月三十日
 五 変更年月日
 平成十七年十月一日

(五六〇) 土地改良区の合併の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を次のとおり認可しました。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 合併により設立する土地改良区
 むつみ土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
 阿武郡むつみ村大光寺土地改良区
 阿武郡むつみ村兵原土地改良区
 阿武郡むつみ村吉部地区土地改良区
- 三 合併認可の年月日
 平成十七年十月一日
- 一 合併により設立する土地改良区
 柳井市土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
 柳井市伊陸土地改良区
 柳井市日積土地改良区
 柳井市余田土地改良区

柳井市新庄土地改良区
柳井市柳北土地改良区
合併認可の年月日
平成十七年十月五日

(五六一) 土地改良事業の工事の完了の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
平成十七年十月十四日
山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
下関市豊北町土地改良区	中原峠地区ほ場の整備	昭和六〇、一一、一八	平成 二、三、二〇

(五六二) 県営八代西地区ほ場整備事業(第一換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第一換地区の換地処分を次のとおり行いました。
平成十七年十月十四日
山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日
平成十七年十月三日
二 換地処分の内容
県営八代西地区ほ場整備事業(第一換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五六三) 国営農地再編整備事業(豊北地区大久保換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区大久保換地区の換地計画を定めたので、同

条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成十七年十月十四日
山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類
国営農地再編整備事業(豊北地区大久保換地区)換地計画書の写し
二 縦覧の期間
平成十七年十月十七日から同年十一月七日まで
三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(五六四) 県営地家室地区農地保全整備事業変更計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営地家室地区農地保全整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成十七年十月十四日
山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類
県営地家室地区農地保全整備事業変更計画書の写し
二 縦覧の期間
平成十七年十月十七日から同年十一月七日まで
三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(五六五) 開発行為に関する工事の完了
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成十七年十月十四日
山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

- 一 山陽小野田市大字埴生字赤子寝
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字埴生三三二九番地の二二
株式会社花の海



山口県教育委員会告示第十号

昭和四十四年二月四日山口県教育委員会告示第三号の一部を次のように変更する。
平成十七年十月十四日

山口県教育委員会

表日置村峠山の須恵器窯跡の項を次のように改める。

日置峠山の須恵器窯跡	長門市日置中字萩ノ尾七七六の 一三	長門市日置中字萩ノ尾七 七六の一三
------------	----------------------	----------------------



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年十月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
警察情報通信ネットワークシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

- 平成十七年八月三十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士通り一又株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
- 六 落札金額
三百三十六万三千七百三十八円
- 七 入札公告日
平成十七年七月十九日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

平成十七年十月十四日印刷
平成十七年十月十四日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)